答 弁 第 七 号昭和六十一年八月一日受領

内 閣衆質一〇六第七号

昭 和 六十一 年 八 月 日

内 閣 総 理 大 臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員草川昭三君提出自動車 重量税の目的外使用に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆 議 院 議 員 草 jij 昭 \equiv 君提 出 自 動 車 重 量 税 \mathcal{O} 目的 外 使用 に関 する質 問 に 対する答 弁書

一について

自 動 車 重 量税は、 自動· 車 の走行が多くの社会的費用をもたらしていること、 道 路 その他 の社

会資 本 0 充 実 0 要請が 強 ζ, ことを考慮して、 広く自 動 車 \mathcal{O} 使用者 に 負 担 を求 \Diamond るた め に 創 設 さ

れ た ŧ 0 で あ る。 法 律 上、 本 . 税 \mathcal{O} 税 収 0) 兀 分 の 三 は 玉 \mathcal{O} 般財 源 とされ てお り、 そ \mathcal{O} 使途を具

体的に明らかにすることは困難である。

二について

本 税 は、 前 述 \mathcal{O} 考 え 方で 創 設され たもので あ り、 本税 \mathcal{O} 国分の 税 収 0 全額 に相当する金額を

道路整備に充てる考えはない。

三について

四

本 税 \mathcal{O} 玉 分 \mathcal{O} 税 収 は 法 律 上 般 財 源 がとされ 7 7 る。 ただ、 本 税 創 設 以 来 \mathcal{O} 経 緯 ŧ あ つ て 運

用 上 玉 分 \mathcal{O} 税 収 \mathcal{O} 八 割 相 当 額 を 道 路 整 備 に 充てることとし てき た が 昭 和 五. + 七 年 度 か ら 三 カン

年 間 *(*) 本 税 \mathcal{O} 玉 分 \mathcal{O} 税 収 \mathcal{O} 八 割 相 当 額 کے 道 路 整 備 に 充 て 5 れ た 般 財 源 لح \mathcal{O} 差 額 \mathcal{O} 取 扱

1

に 0 1 て は 今 後 \mathcal{O} 財 政 事 情 を踏まえ つ 0 適 切 (C 対 応 L 7 ま 1 り た l,

四について

昭 和 五. + 七 年 度 か 5 三か 年 間 の 、 本 . 税 0) 玉 分 0 税 収 0 八 割 相 当 額 ٤, 道路 整 備 に 充て 5 れた

般 財 源 と \mathcal{O} 差 額 \mathcal{O} 使 途 を 具 体 的 に 明 5 カ に することは 本 税 \mathcal{O} 玉 分 \mathcal{O} 税 収 が 般 財 源 で あ る

ことから困難である。

五について

六 十二年 度予算 12 お け る道 路整 備 財 源 \mathcal{O} 取 扱 7 に つ ۲, 7 は、 子 算 編 成段 階 で 検 討 て ま 7 り

たい。

六について

に つい てに おいて 述 べ た 創 設の 際の考え方については、 現時点でも変わつて ۲, ない。 本税

 \mathcal{O} 玉 分の税収の全額に相当する金額を道路整備に充てることについては、二についてにお ۲ ر て

右答弁する。

述べたとおりである。